

実習教員が大変なことに！ 私たちの「職」が危ない！

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」

を踏まえた学校教育法施行規則改正について 2024年4月施行

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/091/mext_00025.html

(1) 受信側の教室等への教員配

2. 「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」(通知)

以下の場合においては、例外的に、受信側の教室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。

① 以下を全て満たし、教員に代えて学習指導員や実習助手、事務職員等の当該高校等の職員(校長の指揮監督下)を配置する場合

- 受信側の教室等に当該高校等の教員の配置を求めることが、多様な科目開設や習熟度別指導等により生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を行うに当たっての支障となる
- 受信側の教室等における生徒の数や生徒が必要とする援助の内容等に照らし、教育上支障がないと当該高等学校等の校長が認める場合

※ただし、当該高等学校等ごとの教員数が、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)の定めるところによる教職員の定数の標準を満たしていることが前提(教員数の合理化を目的に安易に教員に代えて職員を配置することは本特例措置の趣旨に合致しない)

ちよつと、まって！

- 教育職であり教員と同じ規定であるはずの実習教員が「教員に代えて」と表記されるのはおかしい！
- 教員職と行政職(学習指導員や事務職員)が混在された職務体系はあり得ない！
→そもそも、この時点で「授業準備のお手伝いさん」という認識をもっている！
- 「実験・実習において教諭の職務を助ける」のが筋。拡大解釈も甚だしいのではないか。

/私たち実習教員って?/

学校教育法 → 職員として記載
教育公務員特例法 → 記載なし
ですが、
教育公務員特例法施行令(第9条2)では

高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(いずれも公立学校であるものに限る。)の実習助手並びに特別支援学校(公立学校であるものに限る。)の寄宿舎指導員については、法第11条、第12条第2項、第13条、第14条、第17条、第18条、第21条及び第22条の規定中 教員に関する部分の規定に準用する。この場合において、法第21条第2項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と「(公立の小学校等の校長及び教員(臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。)の研修)とあるのは「の研修」と読み替えるものとする。

これによって、(実験・実習以外は)教員と同じ扱いとして活動する権限を認められていることが明記されています。

問題は何か！

教育公務員特例法施行令に教員とあっても、学校教育法に教員として明記されていないことによって、『教員に代えて』という「実習教員」は間違った解釈や扱いをされてしまいます。

文部科学省は最近の動向として「先生を増やす」どころか、実習教員の職務について拡大解釈した考えを持っていることがわかります。

未来を考えよう

この「高等学校教育をめぐる最近の動向」では実習教員だけでなく、事務職員における働き方も明記されています。単なる施行規則として軽視せず、に私たちの実験・実習教育の未来像、実習教員の在り方を考える事が大切です。これからの子どもたちにとってゆきとどいた実験・実習教育の拡充と継続ができるように注視しましょう。